

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

◇ 告 示 目 次

二等陸士等の採用試験の日時及び場所  
健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録

種畜証明書の交付

国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱  
機関からの申出の受理

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の  
都道府県療養取扱機関となる申出の受理

土地配分計画の作成

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

道路交通法による聴聞の実施

◇ 正 誤 昭和三十九年十一月十九日付け鳥取県告示第六百号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和四十年第四次二等陸士、二等海士及

び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第百  
十七条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日 時 場 所

昭和三十九年十二月 十六日 鳥取市鍛冶町

午前九時から午後四時まで 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十九年 一月 二十日

昭和三十九年 二月 二十四日

昭和三十九年十二月 十七日 倉吉市仲之町

昭和三十九年 一月 二十一日 自衛隊倉吉分駐所

昭和三十九年 二月 二十五日

昭和三十九年十二月 二十日 米子市両三柳

昭和三十九年 一月 二十四日 陸上自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

昭和三十九年 二月 二十八日

鳥取県告示第六百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋一〇一八	放射線科、小児科、内科	岩本 滋弥	昭和四十年十二月一日	乙表点数表

鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

氏 名	住 所	登 録 の 記 号 番 号	登 録 年 月 日
中尾 武久	米子市灘町二丁目二四	鳥医一一七一	昭和四十年十一月十六日

鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

氏 名	住 所	登 録 の 記 号 番 号	登 録 年 月 日
久場 兼功	米子市角盤町一丁目 角一荘	鳥医一二七三	昭和四十年十一月二十九日

鳥取県告示第六百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名	前種類	生年月日	産地	血統	検査成績	住飼所	養者名
昭四十鳥取地第一号	八	田肉用牛	昭三九、一〇、二〇	八頭郡八東町	第五三栄竜	第八あたらし	三級八頭郡郡家町	下山 薫
第二号	中	峯	五、二	郡家町	新	まるぼし	河原町	西村 英治
第三号	中	川	二八	船岡町	第五三栄竜	第六さわだ	西田	保
第四号	第八	薫	七、二〇	米子市八幡	第六吉花	さくさかえ	西伯郡岸本町	長尾 光重
第五号	第五	旭	一〇、三	西伯郡岸本町	あさひ二	二	日吉津村	山崎 元一
第六号	瑞	豊	五、二八	日野郡江府町	第三三東豊	第三うづき	日野郡日野町	大下 勅雄
第七号	福	光	四、六	溝口町	司 栄	光 ぎんせかい	溝口町	白根 慶治
第八号	第三	栄光	九、一六	江府町	第三三東豊	えいこう	東伯郡東伯町	亀本 正人
第九号	郷	文	七	東伯郡大栄町	花	郷 たみ	東伯郡東伯町	種子 鶴一
第十号	俊	谷	八、一〇	東郷町	花	光 にしつかさ	東郷町	山根 芳蔵
第十一号	花	川	六、五	倉吉市椋波	花	政 ますおふくい	飛村 常蔵	
第十二号	政	川	四	大内	花	まるみや	三朝町	川北 庄一
第十三号	郷	高	三	東伯郡東伯町	花	郷 まかべ三	赤碕町	高力 稔二
第十四号	第二	花元	四、二六	倉吉市中河原	花	光 こだに	北条町	西村 昌晴
第十五号	春	霜	六	日野郡溝口町	第三三東豊	かわまつ	赤碕町	農林省鳥取種畜牧場

鳥取県告示第六百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項の

規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令

(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のと

おり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石

破

二 朗

療養取扱機関名

所 在 地

破

申出の受理の年月日

稲田医院

西伯郡西伯町法勝寺三三三ア一

昭和四十年四月一日

山口齒科医院

米子市立町四丁目四一

七月十日

上原産婦人科医院

倉吉市堺町二丁目三六ノ二番地

七月二十四日

鳥取県告示第六百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名 都道府県名

木村医院 米子市東倉吉町六八番地 全国都道府県 昭和四十年八月二十八日

鳥取県告示第六百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名 都道府県名

鳥取市伏野一七〇九ノ一 全 国 昭和四十年八月十四日

鳥取市伏野一七〇九ノ一  
出張診療所

鳥取県告示第六百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名 都道府県名

周防内科医院 米子市上後藤字外浜道 全国都道府県 昭和四十年六月十二日  
齒科吉田医院 米子市和田町 " " 七月九日

松井医院 西伯郡淀江町大字佐陀 東京都 " " 六月十四日

稲田医院 " 西伯町字法勝寺 全国都道府県 " 七月九日

山口齒科医院 " 米子市立町四丁目四一 " " 十月十日

上原産婦人科 " 倉吉市塚町二丁目九二 " " 二十四日

鳥取県告示第六百四十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市伏野一七〇九ノ一 全 国 昭和四十年八月十四日

区 分	地区名 (工区)	所 在 地			入 増	反	摘 要
		郡	町 村	大 字			
土 地	蓬坂外四 (大山)	西 伯	大 山	豊 房	予 定 売 渡 口 数	予 定 売 渡 面 積	
〃	蓬坂外四 (中山)	〃	中 山	羽 田 井	予 定 売 渡 口 数	予 定 売 渡 面 積	
							新 規 入 植 者 二 戸 分
					三	二・九三二 反	既 増 反 者 追 加 配 分
							宅 地 二 口 二・〇〇〇 反
							農 地 二 口 六八・四一四 反
							薪 炭 林 地 二 口 二〇・九〇四 反
							採 草 地 二 口 四六・八〇三 反

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 日時 昭和四十年十二月二十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室  
任意制公営立会演説会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十二月二十三日 午前九時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市東品治町一六〇の一 竹内 五郎

2 東伯郡東郷町大字松崎六六九の五 原田 治代

鳥取県公安委員会告示第三十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基つ

き、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十二月二十三日 午前十時から

鳥取市東町鳥取警察本部内

鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- |    |                  |         |       |
|----|------------------|---------|-------|
| 1  | 鳥取市津ノ井二七三の五      | 自動車等運転者 | 入江 彬史 |
| 2  | 鳥取市北本寺町三一住谷アパート内 | 自動車等運転者 | 房安 遙  |
| 3  | 鳥取市湯所町一丁目七七一     | 自動車等運転者 | 山根 久昌 |
| 4  | 八頭郡那家町大字那家六六四の五  | 自動車等運転者 | 井上 重徳 |
| 5  | 八頭郡河原町大字天神原五三三   | 自動車等運転者 | 宮本 通尹 |
| 6  | 八頭郡智頭町大字市瀬六一     | 自動車等運転者 | 芦谷 満雄 |
| 7  | 気高郡気高町大字勝見八七     | 自動車等運転者 | 恩田 貢  |
| 8  | 気高郡鹿野町大字閑野一〇一    | 自動車等運転者 | 土橋 孝行 |
| 9  | 気高郡気高町大字日光三一九    | 自動車等運転者 | 山花 延晴 |
| 10 | 倉吉市宮川町一七六の三      | 自動車等運転者 | 米田 敏之 |
| 11 | 倉吉市西倉吉町一三七       | 自動車等運転者 | 中桐 忠夫 |
| 12 | 東伯郡関金町大字大鳥居一、〇七七 | 自動車等運転者 | 鳥飼 敏雄 |

正 誤

昭和四十年十一月十九日付け鳥取県告示第六百号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
六 下 二	十九	二十

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】